

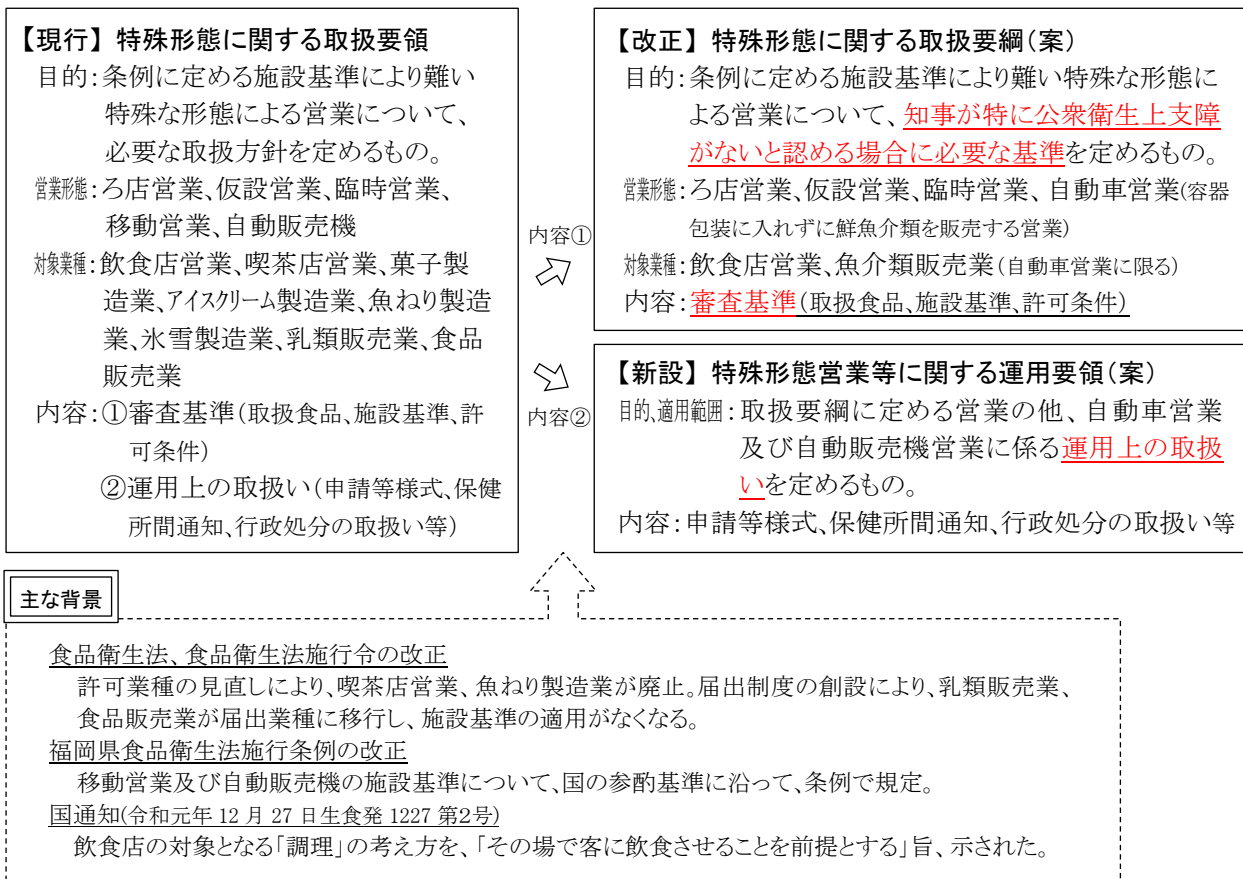
特殊形態営業に関する取扱要領の一部改正案について（概要）

1 改正の趣旨

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の制定等による営業許可業種の見直し、営業届出制度の創設等に伴い、要領に定める対象業種等を改めるものです。

併せて、これまで要領に定めていた様式などの運用上の規定は削除し、本要領を行政手続条例に定める審査基準として明確化するとともに、名称を「要綱」と改めるものです。

なお、様式などの運用上の規定については、新たに運用要領として定めます。



2 特殊形態に関する取扱要領の改正概要（業種に係る改正概要等は下図のとおり）

(1) 販売業に関する規定の削除

食品衛生法の一部を改正する法律の制定により営業届出業種の対象となった乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業(包装)及び食品販売業に関する規定を削除する。

(2) 飲食店営業(調理業)への業種統合

「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日生食発1227第2号。以下「通知」)において、飲食店営業の対象となる「調理」の考え方が示された*ことに伴い、これまで製造業と分類していた業種を「飲食店営業」に一本化する。

*「飲食店の対象となる「調理」とは、その場で客に飲食させるか、又は短期間に消費されることを前提として、(中略)飲食に最も適するように食品を加工成形することをいうこと。」

(3) 移動営業、臨時営業のうち営業車を用いて行う営業及び自動販売機営業(調理機能を有するもの)に関する規定の削除

福岡県食品衛生法施行条例等の一部を改正する等の条例(令和2年福岡県条例第14号)の制定による改正後の条例において、新たに施設基準を定めた「飲食店営業のうち自動車において調理をする場合」及び「調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に関する規定を削除する。

(4) 自動車営業(魚介類販売業)の新設

自動車に販売施設を設けて、容器包装に入れずに鮮魚介類を巡回販売する営業について、自動車営業(魚介類販売業)として定義し、通知に沿って、施設基準をキッチンカーの基準に準じて定める。

(5) その他所要の規定の整理

- ① 名称を「要綱」に改める。
- ② 本要綱を審査基準として独立させるため、運用上の取扱いに関する規定を削除(「運用要領」として新設)。
- ③ その他文言の整理

《業種に係る改正概要》 2(1)~(4)

現行		改正後
(業態)	(業種)	(業種)
ろ店営業 仮設営業 臨時営業	飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 喫茶店営業 魚ねり製造業 (ろ店を除く)	《調理業》 飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 喫茶店営業 魚肉ねり製品製造業 → 飲食店営業 ~統合※(2)
	食品販売業(ろ店を除く)	届出に移行(要領から削除)※(1)
移動営業	飲食店営業 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 喫茶店営業 魚ねり製造業	「飲食店営業のうち、自動車を用いて調理をする場合」として、国の参酌基準に沿って条例において施設基準を規定(要領から削除)※(3)
	乳類販売業 食肉販売業	届出に移行(要領から削除)※(1)
	魚介類販売業	容器包装に入れずに販売する営業 → 「自動車営業」として区分※(4) 包装魚介類を販売する営業 → 届出に移行(要領から削除)※(1)
自動販売機営業	(略)	条例において施設基準を規定又は届出に移行(要領から削除)※(1)(3)

3 特殊形態営業等に関する運用要領案の概要

(1) 目的(適用範囲)

特殊形態営業に関する取扱要綱(案)に定める営業のほか、今回の改正により現行要領から削除される「飲食店営業のうち自動車において調理をする場合」、「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」等について、必要な取扱方針を定めるもの。

(2) 内容

現行の取扱要領に準ずる（自動販売機営業の許可の標識規定は削除）。

4 施行期日

令和3年6月1日（食品衛生法等の一部を改正する法律第2条の施行日とする。）